

三島工業団地ニュース

No.8 令和5年11月1日

Vol.45 三島工業団地協同組合

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

「しごと」より『いのち』。

仕事は本来、やりがいや生きがいを生み出し、人生を豊かにしてくれるもの。
だからこそ、働き過ぎやストレスで心や体の健康を損なうのは絶対にあってはならないことです。
すべての人が健康で、毎日イキイキと働き続けられる社会へ。
みんなで一緒に考えてみませんか。

《 事業主や労働者が取り組むべきことは？ 》

1. 長時間労働の削減

事業主は、従業員の労働時間を正確に把握しましょう。

時間外・休日労働協定(36協定)の内容を従業員に周知し、週の労働時間が60時間以上の従業員をなくすよう努めましょう。

2. 働き過ぎによる健康障害の防止

事業主は、従業員の健康づくりを積極的に支援しましょう。

従業員は、日々自らの健康管理を実践しましょう。

3. 働き方の見直しを実施しましょう。

事業主は、ワークライフバランスのとれた働き方ができる職場環境づくりを推進しましょう。

事業主と従業員で話し合っ、計画的な年次有給休暇の取得に取り組みましょう。

4. 「勤務間インターバル制度」を導入しましょう。

この制度は、終業時刻から翌日の始業時刻までの間に一定時間以上の休息時間を設ける制度で、働く人の生活時間や睡眠時間を確保し、健康的な生活を送るために有効なものです。

労使で話し合い、制度の導入に努めましょう。

5. 心の健康を保つための取り組みを実施しましょう。

事業主は、ストレスチェックの実施を含めたメンタルヘルス対策を推進しましょう。

従業員は、ストレスチェックで指摘された自身の状態に応じて、セルフケアに努めましょう。

6. 職場のハラスメント防止に向けての取り組みを

事業主は、予防から再発防止に至るまでの一連の防止対策に取り組みましょう。

従業員は、ハラスメントに気づいたら相談窓口へ連絡しましょう。

7. 過労死等に備えて取り組むべき対策は？

従業員は、自身の不調に気がいたら早めに周囲の人や医師などに相談しましょう。

事業主は、従業員が相談に行きやすい環境づくりをしましょう。

上司や同僚も、仲間の不調の兆候を見逃さずに、医師などの専門家に相談するよう支援することが重要です。

※ 別添「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」ご活用願います。